

## 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について

- 1 趣 旨 平成21年5月施行の改正介護保険法において、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し各行政庁への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられています。
- 2 内 容 ①事業規模（事業所等数）に応じた業務管理体制を整備し、②事業所等の所在状況に応じ、届出先へ業務管理体制の整備に係る届出を行ってください。

### ① 事業規模（事業所等数）に応じた業務管理体制の整備

整備内容	事業所等数		
	20未満	20以上 100未満	100以上
①法令遵守責任者の選任	○	○	○
②法令遵守規程の整備	×	○	○
③内部監査規程の整備	×	×	○

※事業所等数  
＝事業所又は施設

### ② 事業所等の所在状況に応じた届出先への届出

事業所等の所在状況	届出先	届出様式
2以上の都道府県の区域、かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働省（本省）	国が別途作成
2以上の都道府県の区域、かつ、2以下の地方厚生局の区域	事業者の主たる事務所が所在する都道府県	都道府県が作成
1の都道府県の区域	都道府県	
1の指定都市の区域	指定都市	市町村が別途作成
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一の市町村内に所在する事業者	市町村	

- 3 様式等 京都府では、業務管理体制の整備及び変更に係る届出について、下記のとおり様式を定めており、以下の京都府ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo-jigyo/1297835690913.html>  
 ○第10号様式（業務管理体制の整備（区分の変更）届出書）  
 ○第11号様式（業務管理体制変更届出書）
- 4 検査等 京都府では、業務管理体制に関する検査実施要綱及び検査実施要領を定め、実地指導の際に併せて検査を実施しています。
- 5 届出先等 ○京都府における届出書の提出先
  - ・府庁健康福祉部高齢者支援課（複数の保健所管内に事業所が所在する事業者）
  - ・各保健所企画調整室（京都市を除く地域で、単独の保健所管内に事業所が所在する事業者）